

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和6年6月17日（月）
午前9時24分 開会
午前11時54分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 芦田 竹彦
副委員長 小森 弘詞
委員 荒木 慎太郎、太田 智博、
須山 泰一、田中 藤一郎、
米田 達也
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事調査係長 小崎 新子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 芦田 竹彦

文教民生委員会・分科会次第

日時： 2024 年 6 月 17 日（月） 9:30～

場所： 第 2 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 請願・陳情の審査

ア 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

イ 請願第 2 号 子どもたちと向き合う時間の確保に関する件

(3) 意見・要望のまとめ

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(4) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

(5) 行政視察報告書について

(6) 意見交換会について

4 報告事項

(1) アーティスト・イン・レジデンス プログラムの公募について（文化・スポーツ振興課）

(2) 2025 年度以降の豊岡圏域地域包括支援センターの運営について（高年介護課）

5 その他

6 閉 会

令和6年第2回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

第40号議案 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第43号議案 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

第49号議案 令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第1号）

第50号議案 令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

報告第3号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第5号 令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）

第48号議案 令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）

《参考》 報告案件議案所管分

【文教民生委員会】

報告第4号 令和5年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

文教民生委員会重点調査事項

2024. 4. 10

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について

文教民生委員会名簿

2024. 6. 17

【委員】

職名	氏名
委員長	芦田 竹彦
副委員長	小森 弘詞
委員	荒木 慎太郎
委員	太田 智博
委員	須山 泰一
委員	田中 藤一郎
委員	米田 達也

7 名

【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
くらし創造部 生活環境課長	和田 哲也	こども未来部 こども未来部長	永井 義久
生活環境課参事	佐田美佐樹	こども未来課長	若森和歌子
市民部 市民部長	植田 教夫	こども未来課参事	佐伯 勝巳
窓口サービス課長	川崎 智朗	こども支援課長	吉本 努
国保・年金課長	惠後原孝一	観光文化部 観光文化部長	米田 紀子
城崎振興局 市民福祉課長	西松 秩里	文化・スポーツ振興課長	原田 泰三
竹野振興局 市民福祉課長	吉村 容子	文化・スポーツ振興課参事	福井 孝道
日高振興局 市民福祉課長	小野 弘順	文化・スポーツ振興課参事	小川 一昭
出石振興局 市民福祉課長	成田 和博	文化・スポーツ振興課参事	藤原 孝行
但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高	文化・スポーツ振興課参事	武縄 真明
		新文化会館整備推進室長	櫻田 務

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部 健康福祉部長	原田 政彦	教育委員会 教育次長	正木 一郎
社会福祉課長	丸谷 祐二	教育総務課長	木之瀬晋弥
高年介護課長	定元 秀之	教育総務課参事	野崎 律男
高年介護課参事	木村 弥江	教育総務課参事	栞垣 敦子
高年介護課参事	玉島 正雄	教育総務課参事	本庄 昇
福祉監査課長	宮野 千晶	教育総務課参事	加藤 哲夫
健康増進課長	宮本 和幸	学校教育課長	寺坂 浩司
健康増進課参事	村尾 恵美	学校教育課参事	吉谷 孝憲
健康増進課参事	武田 満之	学校教育課参事	服部 隆
		幼児育成課長	向原 芳江
		幼児育成課参事	河本 美佳
		幼児育成課参事	三輪 純子
		幼児育成課参事	谷口 祥規
		社会教育課長	旭 和則

【事務局】

合計 29 名

職名	氏名
議会事務局主幹兼 議事調査係長	小崎 新子

午前9時24分 委員会開会

○委員長（芦田 竹彦） 皆さん、おはようございます。定刻よりかはちょっと早いんですけども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから文教民生委員会を開会をいたします。

先週もそうなんですけども、本当に気温が高い日が続いておりまして、熱中症対策で皆さん、十分くれぐれもご注意いただきながら進めたいと思いますので、今日一日また審査のほう、よろしく願いしたいと思います。

じゃあ、座りまして進めます。

一般会計に関する予算決算議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は、委員会と分科会を適時切り替えまして行いますので、ご協力をお願いいたします。

委員の皆さんにつきましては、Side Books上のフォルダー、文教民生委員会、2024.06.17の中に本日の主な資料を配信しております。

これより協議事項の（1）の付託・分担案件の審査、ア、委員会審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案の説明、質疑、討論、表決を行い、続いて、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された議案の説明、質疑、討論、表決を行います。

次に、報告事項を挟みまして、請願・陳情の審査を行います。

続いて、委員のみで委員会及び分科会意見の要望の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いいたします。

また、発言の最初には、必ず課名と名字をお願いいたします。

初めに、第40号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について及び第43号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

についてを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 議案書の123ページをご覧ください。第40号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、昨年12月27日に公布されました政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律において、健康保険証を廃止することにした規定の施行期日が、本年12月2日と定められ、高齢者の医療の確保に関する法律に規定します被保険者証等の引渡し、返還等の事務がなくなることから、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に定める関係市町が処理する事務について、所要の改正を行うものです。

当該広域連合規約の変更に当たりましては、地方自治法の規定によりまして、兵庫県内の全ての市町議会の議決を要することから提案するものでございます。

それでは、126ページをご覧ください。規約案要綱によりご説明いたします。

1の変更の内容ですが、（1）は、第4条関係で、被保険者証が廃止されることに伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合にて処理する事務の内容を変更すること。（2）は、第4条、第17条関係で、別表第1を削除し、別表第2を別表と改めることとしております。

2の附則において、この規約は、令和6年12月2日から施行することとしています。

127ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

続きまして、137ページをご覧ください。第43号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び減額措置に係る判定所得の基準額を引き上げる改正を行おうとするもので

す。

140ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容ですが、(1)は、第2条関係で、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に引き上げること。(2)は、第21条関係で、国民健康保険税の減額措置に係る所得判定の基準額について、減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を5割減額は29万5,000円に、2割減額は54万5,000円にそれぞれ引き上げることとしております。

2の附則において、(1)で、この条例は公布の日から施行すること。(2)で、改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとしております。

141ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長(芦田 竹彦) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員(須山 泰一) 40号と43号、両方ちょっと質問があります。

40号のほうは、保険証廃止が理由にされてますね。被保険者証が廃止されることに伴い、広域連合にて処理する事務の内容が変更されるためということで、保険証廃止にまず異議があるんで、その立場からの質問なんですけども、そうですね、127ページの新旧対照表ですけども、別表第1に定める関係市町が処理する事務ですか、その別表というのはここには出てないですか、それとも、この1から5がそれに値しますか。

それから、1から5の事務ですけど、例えば医療給付に関する事務とか保険料の賦課に関する事務、そういったものは、市町村ではしなくとも、広域連合では引き続きやるんじゃないですかね。マイナンバーカードになって、こういう事務がもうなくなるっていうことでしょうか。取りあえず、その辺り

を教えてください。

それから、国保のほうですけど、改正項目が2つありますよね。課税限度額を22万円から24万円に引き上げるっていうことと、減額の基準を変更するということがあります。最初のほうの課税限度額を22万円から24万円、後期高齢者支援金などの分ですよ、22万円から24万円に引き上げるというのは、これは、例えば所得が多い人の限度額が今まで22万円だったのを24万円に上がると、理解でいいんでしょうか。それで、これ2万円上がるということで、この対象になる人がどれくらいあるんでしょうか。

それから、2つ目の減額基準のほうですけど、これは5割減額の算定で、1人29万円が29万5,000円になるというのは、2割減額が53万5,000円でしたか、それが54万5,000円になるっていうのは、この減額対象者が減るっていう、その分減るという理解でいいでしょうか。対象者がどれくらいあるか分かれば教えていただきたい。以上です。

○委員長(芦田 竹彦) 恵後原課長。

○国保・年金課長(恵後原孝一) それでは、第40号議案の分のご質問ですけれども、別表第1といいますのは、この127ページでいいましたら、右側といいますか、下のほうですね。第17条のその次のところに別表第1を載せております。ここの別表第1の事務が市町ですと言われる事務になります。今回こちらを削除させていただくというふうになってます。広域連合のほうの構成ですけども、広域連合と、広域連合には市町も含まれます。構成市町も含んだところのことですので、こちら医療等に関する事務につきましても、主には広域連合のほうでしますけれども、市町もしてます。この広域連合と市町の役割分担につきましては、今回改正される兵庫県の広域連合規約と広域計画のほうに、同様の計画が規定されておりまして、こちら重複している箇所がありますので、今回、こちらの規約のほうの分を削除して、整合性を図っているというふうなことでございます。

それから、43号議案のほうです。ご質問のほう
が、高齢者支援金等の課税額の限度額の分ですね。
対象者につきましては、今年度につきましては、ま
だこれから課税ですので、分かりませんが、
前年度の分につきましては、この後期高齢者支援金
等の限度額超過世帯が約100世帯ございます。で
すので、所得が同じであれば、対象者としては減る
可能性があります。

それから、軽減世帯のほうですけれども、5割軽
減世帯で、これも5年度につきましては約2,00
0世帯、2割軽減世帯につきましては約1,500
世帯ございます。賦課世帯でいいましたら、全体の
50パー強ぐらいになっております。お尋ねのあり
ましたこの世帯数のほうですけれども、減額が狭ま
るといいますか、減るっていうふうなことではあり
ませんで、こちらの制度がこの金額を引き上げる理
由っていいますが、昨今の物価上昇の引上げによ
りまして、軽減世帯の範囲が少なくなるということ
を踏まえて、こちらの軽減基準を引き上げることに
よって、同水準といえますか、そちらを担保しよ
うとしているものでございます。以上です。

○委員長(芦田 竹彦) 須山委員。

○委員(須山 泰一) それじゃあ、ちょっと僕のほ
うが誤解があったんかもしれません。

基準額が上がるということは、29万円から29
万5,000円に上がるということは、対象世帯、
減免の基準世帯が減るというわけではないと。例え
ばですよ、所得が29万円しかない、これとはち
よっと単純化して言いますが、29万円しかない
ところは所得が少ないので減免制度があると、でも、
29万5,000円になると、基準がね、29万円の
所得、僕言ってることおかしいかな。(発言する
者あり) そうか、基準額が上がるということは、今
まで対象だったところは引き続き対象であるとい
うことでよろしいですね、分かりました。ごめんな
さい。その点は了解しました。

この議案は反対しようと思ってましたけど、反対し
ない。すみません。本当、確かめて、ちょっとお聞
きた上で判断しようと思ってました。

広域連合の事務というのは、要するに広域連合規約
と定めるものがほかにあって、重なる部分、こっ
ちの規約のほうからは削除するという理解でいいで
すか。分かりました。以上です。

○委員長(芦田 竹彦) よろしいか。

○委員(須山 泰一) はい。

○委員長(芦田 竹彦) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(芦田 竹彦) ありませんね。

討論はありませんか。

須山委員。

○委員(須山 泰一) 先ほども言いました40号の
議案について、40号のほうです。現行の保険証の
廃止がやはり前提になっている規約改正なんでね、
これは反対いたします。以上です。(発言する者あ
り)

○委員長(芦田 竹彦) どうぞ。

○委員(須山 泰一) 今の保険証の廃止が前提にな
った規約改正ですから反対です。

○委員長(芦田 竹彦) 40号でね。

○委員(須山 泰一) はい、40号のほうです。

○委員長(芦田 竹彦) ほかに討論はありませんか。

米田委員。

○委員(米田 達也) 40号議案に賛成の立場から
討論いたします。

被保険者証は令和6年12月2日から廃止とな
りますが、マイナンバーカードを持っていない方
でも、現行の健康保険証と同等の内容が記載された資
格確認書が交付され、医療事務を処理するものであ
りますので、以上をもって賛成討論といたします。

○委員長(芦田 竹彦) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(芦田 竹彦) ないようでございます。

賛成、反対のご意見がありますので、個別に挙手
により採決をいたします。

まず、第40号議案について採決いたします。

可決すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(芦田 竹彦) 賛成多数により、第40号

議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、43号議案ですが、こちらのほうは討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） なしですね。じゃあ、討論なしということで、43号議案につきましては、原案のとおり可決いたします。

次に、第49号議案、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてほか1件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、議案書の213ページをお願いします。第49号議案、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、総額をそれぞれ7,214万6,000円とするもので、第2条で、地方債について規定をしています。

まず、歳出の主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、224ページ、225ページをお願いします。2款医業費の備品購入費については、資母診療所で使用しているヘモグロビンA1cを測定する機器が故障したため、更新するものです。故障の内容としては、測定した数値が高くなるというもので、メーカーに修理を依頼しましたが、改善には至らず、診療にも影響が出るため、機器の更新が必要と判断したものです。

次に、歳入について説明いたしますので、戻っていただいて、222ページ、223ページをお願いします。5款繰入金については、一般会計からの繰入金で、8款市債については、過疎対策事業債になります。いずれも歳出で説明した医療用備品の購入に充てるものです。

次に、地方債について説明いたしますので、216ページの第2表、地方債をご覧ください。先ほど歳入で説明した過疎対策事業債で、限度額を40万

円としております。

続きまして、議案書の229ページをお願いいたします。第50号議案、令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加し、総額をそれぞれ2億6,641万1,000円とするもので、第2条で、地方債の補正をしています。

まず、歳出の主な内容について、事項別明細書で説明いたしますので、240ページ、241ページをお願いします。2款森本診療所費から4款高橋診療所費の備品購入費については、先ほど説明した第49号議案と同様の理由になりますが、各診療所で使用しているヘモグロビンA1cを測定する機器が故障したため、更新するものです。この機器は、全診療所とも同じメーカーのものを使っておりまして、このような状況になっております。

次に、歳入について説明いたしますので、戻っていただいて、238ページ、239ページをお願いします。2款森本診療所収入から4款の高橋診療所収入の一般会計繰入金及び2款森本診療所収入と4款高橋診療所収入の過疎対策事業債については、歳出で説明した医療用備品の購入に充てるものです。

次に、地方債について説明いたしますので、232ページの第2表、地方債補正をご覧ください。先ほど歳入で説明した過疎対策事業債で、限度額80万円を追加しております。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。第49号議案及び第50号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第49号議案、第50号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩をいたします。

午前9時48分 委員会休憩

午前9時48分 分科会開会

○分科会長（芦田 竹彦） ただいまより文教民生分科会を開会をします。

それでは、イの分科会審査に入ります。

まず、報告第3号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第5号、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

なお、本専決につきましては、事業費確定等に伴う財源更正のみの部署については説明を省略しておりますので、ご了承願います。

財源更正以外の補正予算のある健康福祉部より説明を願います。

社会福祉課、丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） それでは、歳出からご説明をさせていただきます。

71ページをご覧ください。71ページの2番目の表になります。社会福祉総務費の右側、総務費の説明欄をご覧ください。一番上、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費のうちの価格高騰緊急支援給付金3,737万1,000円の減額でございます。価格高騰緊急支援給付金は、住民税非課税世帯等に対し、昨年の夏からですけれども、1世帯当たり3万円を支給しております。今年に入りますからは、さらに7万円の追加給付を行っているものでございます。令和5年度の事業の執行の見込みと、この財源に当たります国庫補助金が確定したことにより減額となったものでございます。

次に、65ページをご覧ください。上から2番目の表になります。地方創生臨時交付金の右側の説明欄をご覧ください。3,342万4,000円の減額は、先ほどご説明させていただきました住民税非

課税世帯等臨時特別給付金支給事業費の国庫負担分、補助率は国庫10分の10となります。

歳入と歳出の減額幅に394万7,000円の差が生じてございます。こちらにつきましては、同じくこの交付金の対象となるほかの事業がございまして、そちらの財源に充当をされていることにより生じているものでございます。

次に、50ページをご覧ください。繰越明許費補正でございます。一番上の3、民生費、社会福祉費と同じく住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業6,419万4,000円としていたものを、先ほどの説明のとおり3,737万1,000円減額補正をいたしまして、2,682万3,000円とするものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、報告第3号、専決第5号は、承認すべきものと決定をいたしました。

次に、第48号議案、令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入、債務負担行為等の順に一気に説明をお願いいたします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は、説明が終わった後、一括して行います。

それでは、市民部、お願いをいたします。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 第48号議案、令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

それでは、国保・年金課所管の補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので、提出議案書の189ページをご覧ください。

まず、歳出ですが、下の太枠の1行目、児童手当給付事務費391万円の増額につきましては、児童手当業務システム改修の業務委託料及び申請勸奨等の各種通知に係ります掛かり増し経費でございます。

下から2行目、児童手当給付事業費2億1,914万円の増額は、新たに支給対象となります養育者が公務員でない高校生の年代の児童及び所得上限限度額の超過者に養育されていた児童等の見込み者数約2,000人の児童手当並びに増額改定を受ける児童等の児童手当の増額支給によるものでございます。

歳入につきましては、戻っていただきまして、180、181ページをご覧ください。2枠目の国庫負担金及び一番下の枠の県負担金の児童手当負担金の額につきましては、歳出で計上しております児童手当の増額に対する、国及び県のそれぞれの負担金の増額分でございます。

同じページ、3枠目の3行目、子ども・子育て支援事業費補助金の額につきましては、児童手当給付事務費の増額に対する国庫補助金で、全額補助となっております。

市民部からは以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 続いて、健康福祉部、お願いをします。

社会福祉課、丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） それでは、一般会計の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

まず、それでは、歳出から説明をいたします。

189ページをご覧ください。一番上の表になります。上から4行目、低所得世帯生活支援給付金支給事業費についてご説明をいたします。こちらの給

付事業につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯に対しまして、1世帯当たり10万円と児童1人当たり5万円を給付し、その生活、暮らしを支援するというものでございます。支給対象となる世帯は、2024年度に新たに住民税非課税世帯となった者と、住民税均等割のみの課税世帯となった世帯となっております。児童1人当たり5万円給付の支給対象児童は、今申し上げました要件に該当いたします18歳以下の児童となります。基準日は、いずれも2024年6月3日となっております。

事業費につきましては、右端の説明欄の6行目の消耗品22万1,000円から、下に順に下りていただきまして、用品借り上げ料14万8,000円まで、こちらの給付費の事務を行うために必要な事務経費を計上をしております。

次の行に、交付金といたしまして、住民税非課税世帯は1,200世帯、住民税均等割のみ課税世帯は300世帯、そして、児童対象分であります低所得子育て世帯生活支援給付金といたしまして、児童250人分を想定をして、合計1億6,250万円を計上をしております。

対象世帯には、7月の中旬から支給要件確認書等を送付をさせていただきまして、7月下旬には支給の開始をする予定としております。

次にございます定額減税補足給付金支給事業についてでございます。こちらの給付金は、同じく国の総合経済対策を踏まえまして、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者に対して給付金を支給し、生活、暮らしを支援するというものでございます。具体的には、納税義務者本人に配偶者、扶養親族を加えた人数に、お1人当たり所得税からは3万円、住民税からは1万円を乗じて計算した定額減税額が、それぞれの2024年度分の税額から減額し切れないと見込まれる方に対して、減税未済となる額を支給するものでございます。

事業費につきましては、すぐ下の消耗品から、消

耗品30万9,000円から下に順に下りていただきまして、用品借り上げ料の77万円までこの給付金事務を行うために必要な経費として計上しております。

次の行になりますが、交付金といたしましては、給付の対象となる人数は8,000人と見込んでおりまして、合計で3億2,000万円を計上しております。

こちらのほうの対象世帯には、8月の下旬から支給要件確認書等を送付をいたしまして、9月上旬には支給を開始する予定としております。

続いて、歳入でございます。181ページをご覧ください。上から3つ目の表になります。一番下のほうになります、地方創生臨時交付金の欄でございます。国からの地方創生交付金5億1,283万7,000円のうち5億955万9,000円が今回の給付金支給事業の財源となっております、国庫補助率は10分の10となっております。

説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 高年介護課分は、歳出のみであります。

187ページをご覧ください。上の表の説明欄、一番上の枠、財産管理費ですが、高年介護課分につきましては、上から4行目、投資委託料462万円のうちの33万円と下から2行目、整備工事費、水道管等の962万3,000円であります。今回の予算は、豊岡市上陰にあります旧豊岡西デイサービスセンターの売却に伴うものであります。売却に関しましては、現在、売却担当課であります資産活用課が今月末に一般競争入札を実施する予定で準備をしているところでありますが、売却の準備を進める段階で、西デイサービスセンターの敷地内に、西デイの隣にあります五荘地区コミュニティセンターの水道及びガス管が布設されていることが判明したため、水道及びガス管を撤去し、新たに布設するための費用を計上したものであります。投資委託料の33万円は実施設計業務費、整備工事費の962万3,000円は水道管、ガス管の撤去費及び布

設費であります。

説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、健康増進課の補正について説明をいたしますので、189ページをお願いします。上の枠の説明欄3行目です。国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金ですが、第49号議案、豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）の補正に伴う一般会計からの繰出金になります。

次に、191ページをお願いします。真ん中の枠の説明欄の1つ目です。保健センター運営費の健康管理システム導入業務ですが、次期システムの導入に向けて打合せを行う中で、来年度、2025年度に予定していた作業の一部、具体的には現在使用しているシステムのデータを次期システム用に作成する作業になりますが、それを今年度を実施するため、補正を行っています。

次に、その下の枠、診療所事業特別会計繰出金ですが、第50号議案、豊岡市診療所事業特別会計の補正に伴う一般会計からの繰出金になります。

次に、歳入を説明いたしますので、185ページをお願いします。上の枠の説明欄2行目、デジタル基盤改革支援補助金ですが、健康管理システム導入業務への補助で10分の10になります。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 次に、観光文化部、お願いをいたします。

文化・スポーツ振興課、福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 私からは、文化・スポーツ振興課のうち、文化芸術関係について説明させていただきます。

187ページをご覧ください。歳出予算です。説明欄の一番上の枠、財産管理費です。上から4行目の投資委託料462万円のうち429万円は、旧寺坂小学校物品収蔵庫整備の実施設計に係るものでございます。複数箇所に保管している美術品等市有物品を整理、集約化し、業務効率の向上と管理コストの軽減を図るものでございます。

次に、3つ下の枠の1行目、子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費です。各国駐日大使、大使夫人で構成される女声合唱団が、本市のおんぶの祭典の取組に共感され、市内中学校で合唱演奏及び国際交流事業を行うこととなり、関係経費として実行委員会に補助金を交付するものでございます。駐日大使、大使夫人の女声合唱団につきましては、来訪が3月下旬に急遽決まり、急な予算要求、事業実施となりました。何とぞ格別なるご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

戻っていただきまして、183ページをご覧ください。歳入予算です。一番下の枠、財政調整基金繰入金です。6,140万7,000円のうち100万円について、歳出予算で説明しました、子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費補助金の財源としております。

次に、185ページをご覧ください。上から2つ目の枠、総務管理債です。歳出予算で説明しました旧寺坂小学校物品等収蔵庫整備事業の実施設計に係るものでございます。

続きまして、172ページをご覧ください。債務負担行為補正です。文化芸術関係分は表の1番目、物品等収蔵庫整備事業です。整備工事分として5,000万円を設定するものでございます。

続きまして、173ページをご覧ください。地方債補正です。歳入で説明しました市債の補正分です。追加の表の1行目、物品等収蔵庫整備事業費で400万円を追加しております。

文化・スポーツ振興課のうち、文化芸術関係分の説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） はい。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） スポーツの関係でございます。

172ページをご覧ください。債務負担行為補正ということで、表の3項目めに植村直己記念スポーツ公園指定管理料ですが、今年度で現在の指定期間が終了しまして、新たに指定管理者を公募する必要がありますので、指定管理料の限度額として5,081万5,000円を設定するものでございます。

指定期間ですが、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

文化・スポーツ振興課からは以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 続いて、教育委員会、お願いをいたします。

教育総務課、木ノ瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） 続きまして、教育委員会分をご説明させていただきます。

初めに、教育総務課分でございます。

まず、歳出でございます。議案書187ページをお開きください。一番上の枠、財産管理費でございます。手数料の3万4,000円が教育総務課分になります。こちらは、旧奈佐小学校の太陽光発電の売電用の計量器につきまして、計量法で定めます7年間の有効期間が満了するため取り替えるものでございます。

次に、191ページをお開きください。上から2つ目の枠、保育所等管理費でございます。手数料の17万8,000円でございますが、こちらも財産管理費と同様に、西保育園の太陽光発電の買電用の計量器と変成器、また、竹野認定こども園の計量器の取替えに係る費用でございます。

続きまして、197ページをお開きください。上から2つ目の枠、小学校の学校施設管理費でございます。手数料の27万6,000円でございますが、こちらも同様に、豊岡小学校ほか7校の計量器の取替えに係る費用でございます。

その下、中学校の学校施設管理費の手数料6万9,000円も同様に、城崎中学校、出石中学校の計量器の取替えに係る費用でございます。

教育総務課分は歳出のみでございます。以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 学校教育課、寺坂課長。

○学校教育課長（寺坂 浩司） まず、歳出につきまして、197ページをご覧ください。一番上にあります学校振興事業費ですが、不登校やいじめなど、児童生徒の心の健康に関する課題に早期かつ適切に対応するため、児童生徒が1人1台端末を活用し、自身の健康観察や心のチェックを行うためのアプ

リケーション導入等に向けた研究をする県の新規事業を受託するための増額としています。

続きまして、歳入につきまして、183ページをご覧ください。上から2つ目の枠になります。教育総務費委託金として、「心の健康観察」導入推進事業を計上しています。

学校教育課からは以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 幼児育成課、向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） それでは、私のほうから幼児育成課分の説明をいたします。

まず、歳出です。191ページをご覧ください。191ページ、1つ目の表の1枠目、放課後児童健全育成事業費ですが、こちらは、港放課後児童クラブのエアコン設置工事費として31万5,000円を計上しております。港放課後児童クラブは、今年度申込者が増加し、既存の部屋では狭いため、小学校体育館の管理室を児童クラブの部屋として新たに活用しておりますが、その部屋には空調設備がないため、新たに設置するものです。

続いて、歳入です。181ページをご覧ください。181ページ、3つ目の表の2枠目の1行目、放課後児童健全育成事業費補助金10万5,000円。続いて、183ページ、1つ目の表の1枠目、放課後児童健全育成事業費補助金10万5,000円を計上しております。これらは、先ほど説明しました、放課後児童健全育成事業費のエアコン設置工事費に対する国、県の補助金であり、負担割合はそれぞれ3分の1となっております。

説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

田中委員。

○委員（田中藤一郎） たくさんあるんですけど、まず、何点か。

まず、児童手当等々、低所得者の支援のほうですけども、まず、児童手当のほうは、今度新しく全ての世帯にということになっておりますけれども、その対応等々で何度かこういった質問をさせていただいた中では、しっかりと100%全世帯に支給

できるのが当たり前なんですけれども、そういった漏れ等々は、その辺の対策等々、大丈夫でしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） この7月に、来月ですけども、周知のために、ホームページであるとか市広報のほうにも掲載するように計画をしております。また、説明もさせていただきましたが、対象を新たに、例えば高校生年代の世帯につきましては、住民票から対象の世帯を引っ張ってくることでありますので、そちらには別途、個別に勧奨通知をさせていただく予定にしております。増額対象の方につきましては、こちらでも把握ができますので、職権処理をするというふうになっておりますので、漏れないようには対応したいと思っております。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） 万が一のときは、何か対策は考えられてるのでしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） その万が一というのがちょっと想定できないんですが、例えば何かありますでしょうか。

○委員（田中藤一郎） 何か……。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） すみません。住民票の動きだったり、人によっては、もしかしたら入ってきたり、出たりっていうような想定があった場合、そういった想定してはるんかどうか、その辺りもちょっと僕は理解できてないんですけども、本当にいろんなところで支給しなければならない方々に支給できなかった場合等々を、やっぱり想定もしておく必要があるのではないかなというふうに思ってるんですけども、その辺り、どうでしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 答弁願います。

恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） なかなかやっぱり想定ちょっとしにくい部分もあります。個別ケースということもありますけれども、そこは極力精査させてもらったところで勧奨をさせていただいて、漏

れないようにはしていきたいと考えております。
以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） 低所得者の世帯等々についても、そういった万全な体制で漏れないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 答弁願います。
丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 低所得者生活支援給付金の事務につきましても、まず、対象者の方には、支給要件の確認書というのを必ず送達することとしております。その返戻を待ちまして支給をするということになっておりますので、まず、対象者の方には漏れなく送達されるということになっております。また、広報で周知を図ることとしております。
以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） 漏れはないっていうふうに理解すればいいんですかね。

○分科会長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） まず、該当者の方を確実に捕捉した上で送付するということになりますので、この時点では、確実に100%確認書が送付できるというふうに考えております。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） 送付されて、手続を中には忘れてる方という場合がおられると思うんですけども、その対応等々はどうなんでしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 以前にも同様に実施をしておりました低所得者向けの給付金の際にも、確認書の送付の期限が近づいたときには、改めて提出を勧奨するような働きかけを行ってありましたので、今回も同様に考えております。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） 手続忘れが起きないというふうに言えるってことですな。

○分科会長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） やはりこれは民法上

の贈与契約ということで、相手からの申出があって初めて成立する契約でもございます。本人からの申出を受けて支給するというふうな立てつけになっておりますので、本人さんが求められないものを支給するという制度にはなってございません。こちらの立場としては、皆さん方にお知らせをして、書類を出していただく、確認書を提出していただくように求めるということでございまして、提出されない方にまでは、さすがに100%の支給はできないという制度になっていますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） 前に、以前もそういった形が僕にも記憶にあって、何人かの方に相談されたことがあるんですけど、やはり送付等々だけでは本当に忘れてしまう、家事等々、子育て、いろんな方されてる場合、忘れてしまうケースが、本当にまれなんでしょうけども、あるんだというふうに理解してるんです。だからこそ、ちょっとしつこいぐらい、私質問させていただいてるのは、送付だけの形以外の手だてで、相手側にしっかり連絡してあげれば、どうしても、いやいや、要らんのだ、そんなん要らんという方もおられるかもしれないんですけども、やはりその辺の認識不足が考えられますので、そこは送付だけの対策だけではなく、ほかの連絡、ちょっと訪問して連絡してあげれるぐらいの気持ちがあるのかないのかによって変わってくると思うんですけど、その辺り、何か対策は考えられますか。

○分科会長（芦田 竹彦） 答弁願います。
丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 今、様々な、例えばSNSといったツールもございますので、豊岡市の例えば公式LINEアカウントですとか、そういったところでもって周知を図っていきたいと考えてございます。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） ごめんなさい。何度もしつこくて。これまでに、それでしたら、問題は、そうい

った手続されてない方とか人数は把握されてますか。

○分科会長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 大変申し訳ございません。ちょっと今、手元に資料、情報、持っておりませんので、お答えをちょっとすることができません。申し訳ございません。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） あるってということで理解すればよろしいですか。

○分科会長（芦田 竹彦） 答弁願います。
丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 漏れがあるかどうかも含めてちょっと確認ができませんので、お答えすることができませんので、ご容赦いただきたいと存じます。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） やはり僕はあると思うんです。また、本当に何度かされてる方、気づかなくて、それはあってはならないことだと思うんですけど、やはりしっかりといろんな手だてをしながら、確認をしてあげれる行政であってほしいですし、それが、やはり特にお金の問題になると、非常に生活が厳しい方々に対しての支援ですので、法律上、そういうふうな立てつけになってるんだけど、そこをどういうふうにしっかりと手当てしてあげれるかっていうところこそ、行政のあるべき姿のような気がしますので、その辺り、ちょっともう一回確認をしていただきながら、また教えていただきたいと思います。

取りあえず1回目終わりました、ほかの方がおられましたら。

○分科会長（芦田 竹彦） 植田部長。

○市民部長（植田 教夫） 先ほど児童手当のお問合せの関係でございます。

基本的には豊岡市内にお住まいの対象の方々にご連絡しあげるというのが基本的なスタンスでございますけども、いろんなケースがそれぞれのご家庭であります。例えばお子さんが市外に出ておられるとか、そういうふうなことも考えられないわ

けではございません。機械的になかなか難しいところも、100%完璧ってことはなかなかどの業務についても言えないことがありますので、やはりこれは広報なり、そういったことで十分に周知をさせていただきまして、自らのほうからちょっと声がけをしていただくほうが、双方とも間違いがないというふうに考えております。そういった取組をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） ほかにございませんか。
須山委員。

○委員（須山 泰一） プッシュ型支給でしたか、一時、本人が申請しなくても、口座に振り込まれるような生活福祉金もあったと思うんですけど、これ今回、新しく非課税になる場合は、それが難しいですけど、そうじゃない場合は、そういう支給の仕方っていうのはもともとありませんでしたっけ、どうでしたか。プッシュ型というのは、そういう意味ではなかったんですかね。そういうのはなかったですか。

○分科会長（芦田 竹彦） 植田部長。

○市民部長（植田 教夫） プッシュ式といいますと、やはり口座を登録していただかないといけないことになりますし、全ての方がマイナンバーのひもづけとかそういったことをされてるわけではございませんので、基本的には申し出るというふうなところになるかなというふうには思います。

○分科会長（芦田 竹彦） よろしいですか。
須山委員。

○委員（須山 泰一） これに関しては、今回の1、200世帯と300世帯、10万円の対象というのは、7月下旬以降に確認書を送って、どっか締切り、本人の申請の締切りが書いてないですよ、それはいつまでっていうことになるんですか。確認書に対して申請せなあかんのですよね、それぞれが。締切りはこれは、今回はどうなんでしょう。

○分科会長（芦田 竹彦） 暫時休憩します。

午前10時25分 分科会休憩

午前10時26分 分科会再開

○分科会長（芦田 竹彦） じゃあ、休憩を解いて再

開します。

委員、質問。 須山委員。

○委員（須山 泰一） 個人が申請せなあかんシステムだということなんで、その締切りが分かればまた教えていただきたいですけども、新たにそういう非課税世帯になるっていうところは、口座が登録されてないから当然、プッシュ型といえども、本人の口座番号含めた申請が必要だと思うけど、これではないですけど、これは新たに今回、非課税になる世帯対象の説明ですけど、基本、非課税世帯対象の給付金なんかは、一々、毎回申請が必要でしたか。僕は、もう登録されてる分については、そういう申請、毎回せんでも、口座に入るっていう説明、以前受けたようなこともあったんですけど、それはなかったですか、それもまた誤解ですかね。

○分科会長（芦田 竹彦） 答弁願います。

丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） まず、今、須山委員のご質問なんですけれども、恐らく昨年度、令和5年度の給付金は、非課税世帯に対して当初3万円の支給をしておりました。その後、さらに追加給付ということで7万円の給付をして、5年度は10万円の給付を、合計すると、同一世帯に対してしているということになるんですけども、その7万円の給付の際には、3万円の支給の世帯が把握できておりますので、そこに対する追加給付ということで、特に手続をいただくずに、いわゆるプッシュ型で支給をしているというものでございます。

今年度支給します低所得世帯向けの給付につきましては、新たに令和6年度に非課税であったり、あるいは均等割のみの課税になった世帯ということで、前年度と比べまして、やはり異動がございますので、これらについては改めて、支給要件確認書のご提出をお願いをして、支給をするという制度になっております。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。要するに締切りであんまりきちんと線引きせずに、遅れて申請が来ても支給するっていうふうなことにしてほしい

と思いますけど、以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） ほかに質疑はありませんか。

田中委員。

○委員（田中藤一郎） すみません、ちょっと文化芸術のやつなんですけど、一般質問でもさせていただいて、市長からは、ある意味、前向きに捉えられるようお願いをいただいたんですけども、学芸員等々の中で、やっぱり美術施設を運営するに当たっては必須ではないかなというふうに思ってるんですけども、改めてその辺り、正規の学芸員等々の方向性で考えていただけるのか。そして今回、寺坂小学校を管理する施設に変えていただけるっていうことで、割とこれまでそういった美術品だったり、作品だったりの管理は、ちょっとある意味、しっかりと管理できてなかった部分が今回、かなりしっかりとさせていただけるものと思うんですけども、市が今、管理、持っておられる貴重な財産でもあります作品等々に関して、全てがこれで網羅できるのか、その辺り、ちょっとこの2点と、もう1点、今度、小学校の部分であるんですけど、これも以前にちょっと質問させていただきました。まだ夏ではないんですけども、もう30度を超え、35度も超える日もいよいよ本格的になる中で、小学校の体育館の空調等々、これまでもお話はさせていただいてるんですけども、やはりその辺り、しっかりと考えていただけるものなのかとも併せて3点、よろしく願います。

○分科会長（芦田 竹彦） 答弁求めます。

福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） まず初めに、学芸員のことについてですけども、一般質問でも答弁させていただいてるかと思いますが、やはり様々な企画展ですとか、適切な施設運営をしていくためには、学芸員の存在っていうのは不可欠だとは考えております。現在、募集のほうは引き続き行っておりますけれども、先ほど委員おっしゃいました正規職員というところにしていくかどうかというところにつきましては、まだ今後の検討課題な

のかなっていうふうに考えております。

それから、2点目につきましてですけれども、寺坂小学校への収蔵庫整備をしていくに当たって、全て美術品等が網羅できるのかってところのお尋ねだったかというふうに思いますけれども、様々なところに美術品が保管をされておりますので、基本的には集約化を、旧寺坂小学校のほうに集約を図ってまいりたいというふうに思っております。

○委員（田中藤一郎） どの程度網羅。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） どの程度網羅するかというところですが、とにかくあちこちに分散をしておりますので、まずは城崎の収蔵庫とか図書館の地下にありますそういった美術品を移転させていくというような、今は考えております。ほかにも振興局とかにもございますので、そういったところも順次していく必要があるかなというふうに思っております。

○分科会長（芦田 竹彦） あと小学校の。

木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） 私からは、小学校の体育館への空調設備の件につきましてお答えさせていただきます。

一般質問でもお答えさせていただきましたが、小学校の体育館でございますが、教育委員会といたしましても、可能であれば設置したいという意向はあるところでございます。しかしながら、小学校は中学校と違いまして部活がございませんので、夏休み期間の使用というのが中学校よりは少ないというところございまして、学校教育の面では優先度は低いと考えております。しかしながら、小学校の体育館につきましても、避難所としての指定はございます。また、社会体育での活用ということもございますし、また、放課後児童クラブ、夏休み期間中、特に体育館を使用したいというような希望もございますので、そういった多方面での利用というところでもって検討をしてまいりたいと思っております。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） じゃあ、順番で。まず、学芸

員のことについて、学芸員がいるのといないのではというふうに考えられてますか。

○分科会長（芦田 竹彦） 福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 学芸員がいるのといないのとで、その大きな違いといえますのは、ほかの館から、美術館とかから作品を借用するとき、やはり学芸員の存在というのが非常に必要となっております、学芸員がいないと、なかなかそういった作品を借用して展示をすることが難しいといったようなことがございます。学芸員がいなくても、何かしらの企画展ということはやれないことはないんですけれども、先ほど申しましたように、作品を借りるところに課題が生じてまいります。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） そのとおりです。ということは、逆に言えば、いろんな、美術館っていうのはただ展示するではなくて、様々な作品を市民の方に見ていただいて、そういったものの網羅するための施設っていうふうに理解されてる中で、今回、資料請求で見させていただきますと、まさしく出石の伊藤清永記念館は学芸員がゼロで、企画展は一切ゼロです。歴史博物館につきましては、企画展が特別展合わせて4回かな、ミニ企画展も合わせますと五、六回しっかりやられてると。モンゴル民俗博物館に関しても、学芸員が2人おられます。企画展が3つというふうに、しっかりとそういったいいまいしょうか、施設の運営の在り方がしっかりできてるんですけど、やっぱり学芸員がいないのに関しましてはできてない。本来のあるべき姿とは違ってきているというふうには理解してるんですけど、それを責める気はないんだけど、やっぱりそういうふうな目的はしっかりできるようなためにおいても、不安定な契約的な学芸員を持つよりかは、しっかりと目的をするために、しっかりとやっていただきたいので、その辺り、しっかりとやっていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 委員お

っしゃいますように、いろんな方々に美術作品、すばらしい作品を見ていただくための施設として回していくためには、学芸員の存在って必要だと思いますので、まず今、継続募集をしておりますけれども、どういった原因でなかなか応募がないのか、そういったところをもう少し精査しながら、また今後検討していきたいというふうに思っております。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） よろしくお願ひします。やはり嫌らしい見方をすれば、美術館をなくそうとしてるために、そういったふうな形もやられてるんじゃないかっていう声も聞いております、いろんな市民の方から。やっぱりそういう企画展とか、そういったことがないってということには、施設をなくしたいがためにやってるんかっていうふうな、特に出石は、ひぼこホールも実際予算が削られて、どんどんどんどん事業はなくなっていくって、入館数がどんどん減ってる。結果的に、こんだけ人数が少ないのにやっとなる意味があるんかっていうような立てつけでやられたケースはありますので、やはりそういった気にされてる方、そういうふうな考え方を持たれても不思議ではないっていうふうな感覚もありますので、その辺り、しっかりとやっていただきたいと思ひます。

それから美術品のやつについて、単純なことなんですけど、今ある、いろんな美術品は全て網羅されてるっていうふうに理解すればよろしいですか。

○分科会長（芦田 竹彦） 答弁願ひします。

福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 全て網羅されているかっていうところですけども、正直なことを申しますと、本当に分散をして保管しておりますので、当課でその全てを把握し切れているかという、現状としてはちょっと不十分なところあるのかなというふうに思っております。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） ほかの行政でも何かすごい大事なやつがその辺に転がったとか、何かもう本

当にせっかくの作品が管理不足でぼろぼろになってるようなお話も、他の行政でもニュースだったというのを聞いたりしますので、なかなか多いとは思ひうんですけど、こういう機会にしっかりと網羅をしていただいて、どこに何があつて、その作品もせっかくすごい作品もあると思ひますので、やはりそれは行政としての責任を持ってやっていただきたいと思ひうんですけど、その辺りのところ、どうでしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 本当に作品それぞれ大切な作品だと思ひますので、網羅できていない、把握できてるものも、きっちりまず把握していく必要あるかなというふうに思っております。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） すみません、しっかりとやってください。思ひうでなくて、やってください。

続いて、小学校の体育館の、長くて、すみません。中学校の体育館の立てつけ、どうでした。どういう理屈で体育館をされるっていうふうに言われたのが、今言われてる優先順位だとかいうようなことの違ひが僕、非常に感じられたんですけど、その辺り、どうでしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） まず、中学校でございますが、やはり目的といたしましては、指定避難所としての活用、また、中学校については、夏休み期間中、暑い期間中についても部活動等でもって体育館の利用が多いというところで、優先して整備をしたところでございます。小学校につきましては、そのうちの部活動がございませんので、基本的に教育活動においては、夏休み、暑い期間中に体育館を使うことはめったにないというところではございます。したがいまして、先ほど説明させていただきましたとおり、学校教育という面以外でも、先ほど説明させていただきました避難所であったり、社会体育での活用、また、放課後児童クラブでも夏休み、体育館を遊び場として使いたいというよ

うな要望も聞いておりますので、そういった多方面での活用っていう面で、整備を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員、ごめんなさい、これ48号議案は、一般会計補正予算の部分ですので、それに限っての質疑をお願いしたいです。時間もちょっと限られておりますので。

○委員（田中藤一郎） はい、分かりました。

○分科会長（芦田 竹彦） よろしいですか。

○委員（田中藤一郎） はい。

○分科会長（芦田 竹彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） ないようでしたら、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。
お諮りします。本案は、原案のとおりに可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第48号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で委員会に付託、また、分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局の皆さんから、本会議での報告第4号についても含め、何かありましたら発言を願います。

正木次長。

○教育次長（正木 一郎） 私から、現在策定を進めております社会教育基本計画につきましてご説明をさせていただきます。

委員会の皆様へは、4月の委員会の際に概要を説明をさせていただいております。また、パブコメの際に、その時点での計画書ということで、皆さんに配信をさせていただいております。その後、策定委員会で最後のご意見をいただきまして、事務局として取りまとめました最終の計画案を、6月27日に

開催する定例の教育委員会に提案する予定としております。委員会で議決いただきましたら、確定いたしました計画書を改めて委員の皆さんに配信する予定としておりますので、ご参照いただきますようによりしくお願いいたします。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） それでは、ここで報告事項のある観光文化部、文化・スポーツ振興課、健康福祉部、高年介護課の職員さんを除いて退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

分科会を暫時休憩をいたします。

午前10時45分 分科会休憩

午前10時47分 委員会再開

○委員長（芦田 竹彦） 委員会を再開をいたします。
それでは、議事順序を変更しまして、4の報告事項に入ります。

まず、文化・スポーツ振興課から、（1）のアーティスト・イン・レジデンスプログラムの公募についてです。

説明をお願いをいたします。

福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 私からは、2025年度のアーティスト・イン・レジデンスプログラムの公募について説明させていただきます。

概要のところにも書いてございますが、舞台芸術を中心とした芸術活動のためのアーティスト・イン・レジデンス施設であります城崎国際アートセンターにおいて、2025年度の滞在アーティスト、プロジェクトの募集を開始いたしました。応募期間としましては、6月の1日から7月12日となっております。

今回ご報告させていただく主な内容としましては、公募要項の見直しでございます。このたびの公募に際し、アーティスト・イン・レジデンス事業の市民の関心、理解促進等、事業の持続可能性を高めていくため、2点見直しを行いました。1点目は、滞在者に光熱水費相当額を負担していただくことを、採択条件に追加しております。2点目は、選考

基準に社会への応答、批評的創造性に新たに交流の創出を追加しました。

まず、1点目の費用負担について、資料の1ページの下から5行目をご覧ください。これまで、滞在アーティストに施設利用にかかる費用は求めておりませんでした。来年度からは、滞行者1名、1日当たり光熱水費相当分350円を豊岡市に納めることとさせていただいております。

2点目の選考基準の項目追加につきましては、資料2ページの下から4行目をご覧ください。交流の創出として、滞在前・中・後に、採択プロジェクトを通して、新たな交流を生み出す意思や可能性を有しているかを評価することとしています。この選考基準につきましては、採択条件にあります滞在期間中の作品創作や芸術文化活動を広く市民の方々や観光客に紹介し、地域との交流を図る地域交流プログラムの実施を、応募者により意識していただくために交流の創出を追加したものでございます。選考結果としましては、2024年10月末を予定しております。

その他の募集内容につきましては、おおむねこれまでと同様となっております。

文化・スポーツ振興課からの説明は以上でございます。

○委員長（芦田 竹彦） 報告は終わりました。

委員の皆さんで特に何か質問があれば伺いをいたします。

荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） 交流の創出っていうのは、交流の対象っていうのは市民になるんですか。

○委員長（芦田 竹彦） 福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 要はその地域の方々との交流ですとか、あるいはそこに来られる観光客の方との交流とかいうところがございます。

○委員長（芦田 竹彦） 荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） それは、豊岡市はどう検証してくっていうのは後々あつたりするんですか。例えば補助金であつたら、こういったことをしましたよ

ってということ多分あつたりするんですけど、これは実際やったのかどうなのかっていうのを豊岡市は検証されるのか、そこだけちょっとお伺いしてもいいですか。

○委員長（芦田 竹彦） 答弁願います。

福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） どういった交流をなされたかかっていうところについて、具体的にどう検証していくかかっていうところは、具体的なところはちょっと分からないんです。

○委員長（芦田 竹彦） 米田部長。

○観光文化部長（米田 紀子） 選考基準で設けてますので、いつ何をどのようにされるかかっていうのをお聞きして選んでいくっていうことになると思います。実際、レジデンスが始まって、それがされてなかったら、いやいや、基準、選考のときの公募の要件と違いますよねっていうことで指摘していくことはできると思いますので、それが今おっしゃった、検証になるかと思います。ですので、これが選考基準ですので、必ず守っていただかないと応募の約束違いついていうことになるかと思います。以上です。

○委員（荒木慎太郎） 分かりました。大丈夫です。

○委員長（芦田 竹彦） 大丈夫ですか。

じゃあ、ここで質問がないということで、観光文化部の皆さんにつきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

続いて、高年介護課から、（2）の2025年度以降の豊岡圏域地域包括支援センターの運営について説明をお願いをいたします。

原田部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） すみません、お時間いただきまして。2025年度以降の豊岡圏域の地域包括センターの運営につきましては、社協のほうから2025年度以降は受託ができないということで、この件については、議員の皆様の方から6月議会で、数名の議員の方からも質問を受けて、答弁をさせていただいたところでございますけども、今回この文教民生委員会の機会に、今の経緯で

あるとか原因であるとか、それから現状とか実態、その辺りについて、皆さんのほうにお知らせをさせていただいて、情報を共有させていただけたらなと思っております。

私のほうは以上で、詳しくは担当参事のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（芦田 竹彦） 高年介護課、玉島参事。

○高年介護課参事（玉島 正雄） どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうからは、説明資料に従いまして説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

まず、1 ページ目のところからでございます。2025年度以降、豊岡圏域の地域包括支援センターの運営についてというところのまず、1の経緯というところからです。1 ページ目の経緯ですけれども、市といたしましても、数年前から包括の人材不足といったようなことは聞き及んでおりましたけれども、昨年の2023年3月になりまして具体的に市に対して要望のほうはございました。内容としましては、一部の業務を返還したいといったような申出でしたけれども、一部業務といいますものの返還といひますのができないということでの回答をいたしたところでございます。また、2023年4月に入りましてから、社協のほうから、人員不足と業務量増加に伴ひましてバックアップ体制の強化のため、市に対して専門職を派遣してほしいといったような要望がありまして、専門職の配置を行うという方向のほうを決めております。

その後、配置する3職種なんですけれども、専門職なんですけれども、の業務内容につきまして、複数回にわたり具体的に協議を重ねておりましたけれども、2023年、昨年の12月になりまして、現状の委託期間の3年間を単年度にしたいといったような申出がありました。さらに、本年の1月には、社協が募集していた専門職が集まらなかったために、2025年度以降の豊岡圏域の地域包括支援センター業務を受託できないと申出がありました。また、その後、2024年2月に事務レベルでの協議を行いました、やはり受託できないという方向

性は変わらなかったため、3月に市長、副市長に本件に関して報告を行っております。

本年度、2024年度に入りまして、4月に政策会議を行ひまして、再度、社協への協議をトップレベルで行うということで、土生田副市長と社協の藤田理事長との意見交換を行ひましたけれども、翻意を得られておりません。それで、2024年5月に政策会議で2025年度以降の運営方法を協議する中で、十分な経験と専門性の高い人材を確保している事業者へ委託することが有効であるといったようなことを考えまして、2024年6月、今現在ですけれども、委託の方向、可能性についての意向を確認、行うためのサウンディング調査を実施しております。

次に、2の原因のところですが、1つには、（1）にありますように、地域包括支援センターの人材不足、それから（2）の今後も退職者数が見込まれること、そして（3）の介護予防サービス計画、こちら業務量ですが、こちらのほうの増加や社協からの再委託を受けていただくべき居宅介護支援事業所の減少によりまして、地域包括支援センターの業務を圧迫していることなどがあると考えております。

続きまして、3番、次のページをご覧ください。ちょっと申し訳ありません、ページ番号のほうが振ってませんが、3の地域包括支援センターの業務でございます。地域包括支援センターは、大まかに言ひますと2つの顔を持っております。1つは、本来の地域包括支援センターとしての顔、そして指定介護予防支援事業所としての顔です。地域包括支援センターの業務は、そこの地域包括支援センターの中の①から④の総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務となります。

簡単に説明させていただきますと、①の総合相談業務は、高齢者等からの相談を受けまして、適切なサービスにつなげていくようなこととなります。それから2の権利擁護、こちらのほうは成年後見制度などの活用とか、それから高齢者等の虐待の対応に

なります。③の包括的・継続的ケアマネジメント業務に関しましては、切れ目のないサービスにつなげるための社会資源の活用や、それからケアマネジャーに対する指導、相談や困難事例に対する指導、助言になります。また、④の介護予防ケアマネジメント業務は、介護予防と自立支援に向けた取組や介護予防ケアプランの作成となります。それから、一番下のところの指定介護予防支援業務につきましては、介護予防サービスの適切な利用とサービス業者等との連絡調整としております。

では、次の３ページ目のほうをご覧ください。こちら、４の豊岡市地域包括支援センターの委託の現状です。こちら、本市では表にありますように、これまで４圏域につきまして社協に地域包括支援センターの業務を委託しております。その中で、豊岡圏域をご覧くださいますと、２０１４年までは市が直営で、他の圏域は社協に委託していたという状況でございます。２０１５年から豊岡圏域も社協に委託しておりますけれども、２０２５年度から受託できないという申出があったという形になります。

次に、４ページ目をご覧ください。こちらは、５の豊岡圏域の地域包括支援センターの職員体制になります。まず、法令上の配置基準ですけれども、圏域内の１号被保険者の人数によって決まっておりますが、先ほども申し上げましたように、地域包括支援センターは、地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所の２つの顔があります。地域包括支援センターの配置基準としましては、上段のところですが、保健師または看護師が２人、社会福祉士が２人、主任介護支援専門員が２人です。また、指定介護予防支援事業所は、必要数ということとなっております。本年度の体制につきましては、２０２４年度、その下の段のところですが、行のところですが、こちらは１２名という体制ですが、欠員が１名出ているということになっております。

最後に、６番のサウンディング型市場調査になります。この目的としましては、本事業の市場性の有無でありますとか業務委託に関する考え方等を把

握するためのものがございます。この調査によって、委託の可能性について意向の確認を行うとともに、その事業者が十分な経験と専門性の高い人材を確保しているのかということを調査いたします。期間といたしましては、６月３日から６月２４日までとしております。

以上、簡単ですが、地域包括支援センターの現段階での状況の説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（芦田 竹彦） 報告は終わりました。

委員の皆さんで特に質問があればお伺いをいたします。（発言する者あり）よろしいですか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） サウンディング型市場調査というのは、これは、こういった考え方などを把握するため、本事業の市場性の有無や業務委託に関する考え方を把握するためサウンディング調査を実施して。市が今後、来年度からやっていくということですよ。どっか社協以外に頼めるなんてことはないんでしょうし、この調査は、例えば新文化会館のサウンディング調査、今ちょうどやっていますけど、ああいう、あれは業者を応募、どっか業者にやってほしくてやるわけですし、この調査というのは、来年度以降の市が直轄してやる業務に生かすための調査なんではないかと、教えてください。

○委員長（芦田 竹彦） 玉島参事。

○高年介護課参事（玉島 正雄） この調査の目的ですが、やはり市場性の有無と業務委託に関する考え方ということなのですが、やはりしっかりと事業者のほうで、十分な経験と専門性の高い人材を確保しておられる事業者がやっていただくというところがいいのではないかと、このように思っておりますので、ここで、豊岡圏域のほうで手が挙がって、やりたいというようなことを思っておられる事業者さんがおられて、その方がそういった専門性の高い人材やノウハウを持っておられるということでしたら、豊岡市のほうで直営ということではなくて、そちらの事業者さんのほうにお願いをしたいという思いがあるということでございます。以上

です。

○委員長（芦田 竹彦） よろしいですか。

○委員（須山 泰一） はい。

○委員長（芦田 竹彦） それでは、健康福祉部の皆さんにつきましては、ここで退席をしていただいて結構です。お疲れさまでございました。

委員会を暫時休憩します。再開は11時15分。

午前11時04分 委員会休憩

午前11時12分 委員会再開

○委員長（芦田 竹彦） 休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

それでは、協議事項に戻りまして、（2）の請願・陳情の審査に入ります。

まず、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。

委員の皆さんは、Side Books上の本日のフォルダー内、請願第1号、第2号のフォルダーをお開きください。いいですか。

それでは、事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いいたします。

○事務局主幹（小崎 新子） 請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件。受理年月日、令和6年5月31日。

要旨。義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、国による最低保障の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

2006年の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫しており、また、自治体間で教育格差が生じること自体が大きな問題である。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、

子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきであると考える。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願する。

記。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

2、上記の項目について、政府等関係機関に対し意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町3番6号、豊岡市教職員組合執行委員長、小田一洋。紹介議員、西田真、太田智博、義本みどり。以上となります。

○委員長（芦田 竹彦） 今、請願・陳情の文書表を朗読いただきました。

紹介議員が、太田議員がおられますので、何か補足で説明等がありましたらお願いをいたします。

○委員（太田 智博） 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○委員長（芦田 竹彦） ありがとうございます。

じゃあ、この件について、当局から意見、説明等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） なければ、この請願・陳情に対しまして、質疑、意見はありませんか。

○委員（須山 泰一） 教えていただきたいことが一つ、もし教えていただけるなら、いいですか。

○委員長（芦田 竹彦） どうぞ、須山委員。

○委員（須山 泰一） 国庫負担率2分の1から3分の1に引き下げられたと。でも、国庫負担率を、どう書いてありましたっけ、維持、維持を求めらるってね。負担割合堅持することって書いてありますけど、国庫負担率を引き上げるっていうことではないのかなと。何で、引き下げられたって書いてあるのに、その負担割合を堅持することって何かおかしくな

いですか。

もし、当局の方もおられるんで教えていただきたいのは、この3分の1が今、国庫負担だとしたら、この義務教育の、あと3分の2は、どういった割合になっとなるか分かれば教えていただきたいと思いますというところです。

○委員長（芦田 竹彦） 2つありましたけども。

○委員（太田 智博） いや、当局側にこれ答えてもらったほうが多分、専門的。

○副委員長（小森 弘詞） いや、1つ目の質問は、文面に対する苦情なんで。（「苦情」と呼ぶ者あり）

○委員（太田 智博） 2分の1やったのが3分の1になって、これがどんどん下がっていくと、この国庫自体がなくなる可能性もあるので、そうならないように堅持してほしいという意味です。（発言する者あり）

○委員（須山 泰一） これ以上さらに引き下げられないようにということですよね。分かりますけど、2分の1に求める、文面からしたら、そう求めても自然かなと思ったんで、ちょっとお聞きしました。

○委員長（芦田 竹彦） 2つ目のやつは、当局。

○学校教育課長（寺坂 浩司） 都道府県なり指定都市のほうに負担は回ってくるというふうに考えております。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） よろしいですね。

○委員（須山 泰一） はい。

○委員長（芦田 竹彦） ほか、よろしいですか。

それでは、この後、討論に入りたいと思いますが、討論におきましては、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用します。よろしくお願いいたしますと思います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、採択すべきことに決定をいた

しました。

○委員（太田 智博） ありがとうございます。

○委員長（芦田 竹彦） 採択となりましたので、本請願に関わる意見書の案文につきましては、Side Booksに配信しております。意見書案につきまして、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） ご意見はないようですので、原案のとおり意見書を提出することに決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

次に、請願第2号です。子どもたちと向き合う時間の確保に関する件を議題といたします。

事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いいたします。

○事務局主幹（小崎 新子） 請願第2号、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件。受理年月日、令和6年5月31日。

要旨。2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が喫緊の課題である。

子供たちの学びを保障し、全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるための条件整備は不可欠である。日本の教育予算は、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育予算を国全体としてしっかりと確保・拡充させる必要がある。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願する。

記。1、中学校・高等学校での35人学級を早期に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で、国の学級編制標準より引き下げた学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教職員未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。

5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

6、上記の項目について、政府等関係機関に対し、意見書を提出すること。

提出者、紹介議員とも、先ほどの請願第1号と同じ方々となっております。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 文書表朗読していただきました。

ここも紹介議員の太田議員がおられますので、何か補足で説明がありましたらお願いをいたします。

○委員（太田 智博） 特に補足はございませんが、特にこの1から6、具体的に書かさせていただいておりますので、ぜひともご理解をいただき、ご承認いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長（芦田 竹彦） この件について、当局から意見、説明等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑、意見等はありませんか。

○委員（須山 泰一） 1つだけ。

○委員長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 今の35人学級は段階的でしたっけ。今、何年生まで進んでいるか、分かれば教えてください。

○委員長（芦田 竹彦） どうぞ。

○学校教育課長（寺坂 浩司） 令和4年から段階的に上がっておりまして、今年が令和6年ですので、小学校5年生までが35人になっています。6年生のみが今40人学級ですので、来年は6年生も35人学級になるということで、一旦そこで切れるということになっています。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 兵庫県の中学生については、何もなかったでしたっけ、40人でしたっけ。

○学校教育課長（寺坂 浩司） 40人です。これはもう豊岡市だけではなくて全国そうです。まだ法が改正されていないです。

○委員（須山 泰一） 分かりました。

○委員長（芦田 竹彦） ほかに質疑、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） ないようです。

それでは、この後、討論に入りますが、当局の皆さんにつきましては、ご協力いただきましてありがとうございます。ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

それでは、討論におきまして、各委員が発言された内容につきましては、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくをお願いをいたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきことに決定をいたしました。

なお、本請願に係る意見書の案文につきましては、

S i d e B o o k s に配信しております。

意見書案につきましては、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 意見もないようですので、原案のとおり意見書を提出することに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

次に、（３）意見・要望のまとめに入ります。

まず、本日委員会において審査しました議案４件について、当委員会の意見・要望として委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前１１時２６分 委員会休憩

午前１１時２８分 委員会再開

○委員長（芦田 竹彦） それでは、委員会を再開します。

ただいま協議いただきました委員長報告の案文につきましては、後ほど皆さんから意見を、反対討論、賛成討論がありますけれども、一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

委員会を暫時休憩をいたします。

午前１１時２９分 委員会休憩

午前１１時２９分 分科会再開

○分科会長（芦田 竹彦） 分科会を再開をします。

次に、分科会意見・要望のまとめに入ります。

本日分科会において審査しました議案について、当分科会の意見・要望として予算委員会に報告すべき内容についてご協議いただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前１１時２９分 分科会休憩

午前１１時２９分 分科会再開

○分科会長（芦田 竹彦） それでは、分科会を再開いたします。

それでは、ただいま協議いただきました分科会長報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

ここで分科会を閉会をします。

午前１１時３０分 分科会閉会

午前１１時３０分 委員会再開

○委員長（芦田 竹彦） 委員会を再開をします。

次に、協議事項の（４）番、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

４月１０日の委員会において協議いただきました重点調査事項について、再度確認をお願いをいたします。

委員会の重点調査事項、閉会中の継続審査の事項として議長に申し出たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、（５）行政視察報告でございます。協議事項にありますように、行政視察報告書についてを議題といたします。

去る５月８日から１０日にかけてまして実施いたしました行政視察の報告書（案）につきましては、先日配信させていただきました。ご一読いただいたと思いますが、内容について修正等のお気づきの点がございましたら、この場で意見をお伺いをいたします。

皆さんのほうから何かございませんか。今ちよつと文書配信されました。文京区、社会福祉協議会と稲城市の３つのテーマについて伺いまして、それぞれ今ご覧いただいてると思いますけれども、これに

対してご意見ございませんか。どうですか。お気づきの点、皆さん、ありましたらお願いします。

よくまとめていただいていると思ひまして、参考にできたらなということでございます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 特にご意見がないようでございます。

内容につきましては、正副委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） ご異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

次に、協議事項の（６）番、意見交換会についてをご協議いただきたいと思います。

５月２５日発行の議会だより、今月号でしたけども、意見交換をいただく団体を募集しておりましたところ、当委員会の関係団体からの応募はございませんでしたので、この件につきまして、暫時休憩挟んで、皆さんからちょっとお伺いしたいと思います。

午前１１時３３分 委員会休憩

午前１１時４５分 委員会再開

○委員長（芦田 竹彦） そうしましたら、委員会を再開をいたします。

日程でございます。第１希望が８月の２日の１０時、第２希望が８月の２２日の１時半、第３希望が８月２２日の１０時ということで日程は決めさせて、調整させていただきます。（「はい」と呼ぶ者あり）先方の都合がありますので、後日また日程が決まり次第連絡させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

最後でございますけど、その他につきましてを議題といたします。

その他、委員の皆さんから何か協議や意見交換すべき事項があればご発言をお願いをいたします。

○委員（田中藤一郎） １点だけ、確認というか、考え方のことなんですけど、ちょっと私、先ほど協議事項の中でいろんな質問させていただいた件で、考

え方として、文教民生委員会っていうのは、基本的に委員会なんで、協議事項があるのはあるんですけど、それに関わる点だとか、また、それに関連するような質問事項については、やはりそれはそれでしていくべき事項だというふうに私自身は習っておりますので、それだけを対象にする委員会っていうことではないっていうことだけは、ちょっと皆様理解しておいていただきたいというふうに思いますので、それだけです。

○委員長（芦田 竹彦） ご意見をいただきました。文教民生委員会ということで……。

○委員（田中藤一郎） いや、ほかの委員会でも一緒。

○委員長（芦田 竹彦） ほかの委員会でも同じですけども、予算全体ではなくて補正予算という項目の中での質疑であれば、その部分だけを、広くなってしまうと。

○委員（田中藤一郎） いやいや、じゃなくて、委員会自体っていうのは、基本的に文教民生委員会に関わる事項を取り扱うべき問題であって、協議事項っていうのは、今回は予算だとかいうもんはもらってるんで、それに対しての結論を委員会に付託されて、それを委員会内で決議というか、委員会で承認するかしないかっていう手続をしてるんですけども、そんなら、それ以外のことについては、別にそれはそれですべき問題があるんだったら、それはしたほうがいいっていう意味合いもあるので、それだけのための委員会っていう考え方だけではないっていうことを理解しておいていただきたいということです。

○委員長（芦田 竹彦） 今、田中委員からそういった意見がございました。文教民生委員会に関わることであればということで、せつかくの審査が大事な時間でございますので、それは確認という意味で言われたんだと思います。質疑という。

○委員（田中藤一郎） 関連以外のやつの質疑応答はしないとか、そういう問題ではないっていうことをしっかり理解しとっていただけないと困っちゃうんで、これは、あくまで文教民生委員会としての委員会・分科会っていうふうなんを開いとるだけであ

るんで、その関連以外のやつについて疑問があったりだとかいうふうなことにしても、やっぱり委員会としてはしっかりと協議していくっていうのが、委員会としての開催意義ですので、その点はお間違いないようにお願いしたいなというふうに思っています。

○委員長（芦田 竹彦） 必ず委員会というのは、合間ちょっと休憩入れながら意見交換という形になるんですけども、あくまでも文教民生委員会の所管する部分、付託された委員会あるいは予算決算委員会にしても、予算に関する委員会ということになりますので、集約をして、その部分については市に質疑をいただくと。その他の項目で、毎回委員会のときに聞くのは、その他の項目で何かありましたらごさいませんかということで、別に文教民生委員会にかかわらず、その他のことでも関係する、委員会に関係するような事柄であれば、その他のところで意見を諮るということに、各どの委員会もされてると思いますので、それでどうかなという感じはしますけれども。

○委員（田中藤一郎） いやいや、そのとおりなんで、やっぱりさっきの小学校のやつについても、僕から言わせれば理屈、立てつけていうと、何でそういった重要な議論がされてる中で予算を出してこなかったんかっていうふうな疑問を、この委員会で投げかけることができるわけです。だから、そういう言い方はしませんでしたけど、ただ、そういうふうな関連もあったり、文化・芸術に関しても、寺坂小学校で今まで管理できてなかったそういった美術品だったりを本当にしっかり管理していこうというふうなところが意義があるのであれば、しっかりとしたその施設なんかも、運営自体もやっぱりしっかりとやらしてもらわんと、それだけの注視されても困りますよっていうふうなことの事項で、私は、基本的には関連のあるような中で議論させていただいて、それが、委員会の採択が終わった後、皆さん帰られちゃうんで、その後、議論にならなくなってしまうんで、なら、そういったところで今回お話をさせていただいたというふうに、させていただいたという

ことです。それ、ちょっと誤解のないようにだけしておきたいと思って、ちょっと。

○委員長（芦田 竹彦） ああ、なるほど。分かりました。

その件は承知、そうあるべきだと。限られた時間ではありますけども、深掘りをしながら当局がおるときに聞けるというね。方針的なことについては、またこれからのことかも分かりませんが、大事な事柄ではあると思いますので、しっかりと文教民生委員会のときにも、当局の皆さん交えて、それは疑義については、継続して質疑をしていきたいなというふうに思いますんで、趣旨は分かっているつもりでございますので、委員会の運営につきまして、皆さんもそういった観点での委員会にしていきたいと思います。

その他ですが、何かほかに皆さんからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 特にないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午前 11 時 54 分 委員会閉会
